

老発0917第2号
令和3年9月17日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」の一部改正について

匿名介護情報等の提供については、これまで「匿名介護情報等の提供に関するガイドラインについて」（令和2年10月1日老発1001第9号厚生労働省老健局長通知）別添「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」により取り扱われていたところであるが、このたび本ガイドラインについて別添のとおり改正し、令和3年9月17日より適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、本ガイドラインについて御了知いただくとともに、貴管下の市区町村、関係機関等へ周知していただくよう御協力方お願いする。